第６章　登録講習修了の認定等

（登録講習修了の認定）

第23条　登録講習の修了の認定は、会場責任者が、受講者の登録講習受講状況が別途定める「登録講習の修了基準」に達しているか否かにより判定のうえ行うものとする。

２　「登録講習の修了基準」は、会長がこれを定める。

（登録講習実施結果の報告）

第24条　会長は、登録講習を実施したときは、施行規則第26条の70に基づき、遅滞なく、金融庁長官に登録講習実施結果を報告するものとする。

（修了証明書の交付）

第25条　会長は、登録講習の課程を修了した者に対して、施行規則別紙様式第16号による修了証明書を交付するものとする。

（修了証明書の再交付）

第26条　会長は、修了証明書を紛失、滅失、汚損又は破損した者等から、修了証明書の再交付申請書を受理し、申請者が登録講習の課程を修了した者本人であること及び再交付に係る手数料の納付が確認できたときは、速やかに修了証明書を再交付するものとする。

２　会長は、修了証明書の再交付申請の方法及び再交付に係る手数料の納付方法を、協会のホームページに掲載する方法により周知するものとする。

３　修了証明書の再交付に係る手数料は、実費を勘案して合理的と認められる範囲内において、会長が決定する。

（修了認定の取消し等）

第27条　会長は、不正な手段により登録講習修了の認定を受けた者に対し、その登録講習修了の認定を取り消すことができる。

２　前項の場合、会長は、修了証明書を返納させるものとする。

３　会長は、第22条に規定する場合及び第１項の規定により処分を受けた者に対し、別途定める「受講禁止期間と処分基準」に則り、登録講習を受講できない措置をとることができるものとする。

４　会長は、第１項若しくは第３項又は第22条の規定による処分を行ったときは、金融庁長官にその旨を通知するものとする。

第７章　受講料の収納

（受講料の額）

第28条　受講料は、15,500円とする。

（受講料の収納）

第29条　受講料の納付方法は、以下に定めるいずれかの方法によるものとする。

①　銀行口座振込

②　クレジットカード決済

③　コンビニ決済

２　受講料の納付に係る費用は、受講希望者の負担とし、協会は、これを負担しないものとする。

３　納付された受講料は、協会の収入（登録講習特別会計）とする。

（受講料の返還）

第30条　協会は、受講申込を受理した後は、受講料を返還しないものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定めるところにより受講料を返還するものとする。

⑴　協会の責に帰すべき事由により登録講習を受講できなかった場合

受講料の返還に要する費用は、協会が負担する。

⑵　天災等の理由により登録講習を受講できなかった場合

受講料の返還に要する費用は、受講申込者の負担とする。

第８章　帳簿及び書類等の管理

（帳簿の備付け）

第31条　会長は、施行規則第26条の69第１項に定める事項を記載した帳簿を備付け、講習事務の全部を廃止するまで保存するものとする。

２　会長は、登録講習に用いた登録講習教材を、登録講習を実施した日（以下「講習実施日」という。）から３年間保存するものとする。

（書類等の保存期間）

第32条　講習事務において使用する書類及び電子データ（以下「書類等」という。）の保存期間は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴　受講申込に係る書類等　講習実施日から１年間

⑵　前号以外の書類等　別に会長が定める期間

（保存方法）

第33条　帳簿及び書類等の保存は、確実かつ情報漏えい防止に必要な安全管理措置が図れる方法により行うものとする。

２　帳簿及び書類等の廃棄は、復元することができない方法により行うものとする。

第９章　雑則

（秘密の保持）

第34条　協会役員等又はこれらの職にあった者は、講習事務に関して知り得た秘密事項を漏らしてはならない。

（講習事務以外の業務の表示）

第35条　協会は、講習事務以外の業務を行うにあっては、当該業務が講習事務であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないものとする。

（委託先の選定）

第36条　会長は、講習事務の一部を第三者に委託する場合の委託先選定においては、講習事務を適正かつ確実に実施できる事業者を選定するものとする。

（委託契約）

第37条　会長は、前条に基づき選定した委託先との間で、委託事務の範囲及び期間、講習事務を適正かつ確実に実施するために委託先が講じる安全管理措置の内容、委託先における個人情報の取扱い、損害賠償の範囲等を取り決めるものとする。

（委託先の管理）

第38条　会長は、前条の委託契約に基づき、委託先の管理を行うものとする。

（特別会計）

第39条　協会は、登録講習に係る特別会計を設け、協会が行う他の事業に係る経理と区別して経理処理を行うものとする。

２　前項の特別会計には、貸金業務取扱主任者の試験に係る事業、登録に係る事業の収支は含まないものとする。

（財務諸表等の作成・備付け及び閲覧等）

第40条　協会は、毎事業年度経過後三月以内に、講習事務に係る事業報告書、収支計算書、財産目録及び貸借対照表を作成し、当該事業年度の末日の翌日から５年間、講習事務を行う事務所に備え置くものとする。

２　会長は、貸金業務取扱主任者その他の利害関係人から、前項に定める事業報告書等の閲覧又は謄写等の請求があるときは、別途定める手続きにより応じるものとする。

（講習事務の休廃止）

第41条　協会は、講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、理事会の議決を得て、施行規則第26条の66に定める事項を記載した届出書を金融庁長官に提出するものとする。

（講習事務の引継ぎ）

第42条　協会が次の各号のいずれかに該当したときは、協会は、施行規則第26条の73に掲げる事項を行うものとする。

⑴　法第24条の43の規定による講習事務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしたとき

⑵　金融庁長官により法第24条の46の規定による登録取消、講習事務の全部又は一部の停止を命じられたとき

⑶　天災その他の事由により講習事務の全部又は一部を実施することが困難となったとき

⑷　その他金融庁長官が必要があると認めるとき

（規程の改廃）

第43条　この規程の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

２　前項の場合において、規程の改正は金融庁長官の認可を得た後でなければその効力を生じない。

附　則

（施行日）

第１条　この規程は、平成22年９月30日から施行する。

紛失された在本邦外交官等身分証明書の無効について

次に掲げる在本邦外交官等身分証明書については、当該所持者が身分証明書を未返納のまま離任し、又は当該身分証明書を紛失したことに伴い左記に記載の年月日以降無効となった。（外務省）

身分証明票番号	発給年月日	失効年月日
016―000480―Aa	2008／12／11	2010／09／06
078―000192―Cb	2009／08／20	2010／07／19
018―000242―Bb	2007／09／02	2010／09／03
067―000198―Aa	2008／08／29	2010／07／26
067―000198―Ba	2008／08／29	2010／07／26
004―000274―Ba	2005／08／06	2010／07／27
001―009383―Ba	2008／09／08	2010／08／02
001―009367―Ca	2007／08／17	2010／08／03
121―000092―Aa	2007／07／30	2010／08／04
121―000092―Ba	2007／07／30	2010／08／04
012―001124―Ba	2007／01／07	2010／08／08
043―000402―Da	2007／07／14	2010／08／09
043―000402―Fa	2007／07／14	2010／08／09
001―009377―Ca	2007／08／18	2010／08／11
001―009377―Da	2008／08／27	2010／08／11